

第 1 9 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、団体の概要（様式 2）の「応募に関する担当部署・職名」を記載した部分を公開とした決定は妥当ではないので、非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成25年10月25日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 平成25年の名古屋国際会議場（以下「本件施設」という。）指定管理申請書（第 5号様式）及び事業計画書（様式 1～19）（M I C E先進都市名古屋コンソーシアム分以外）

(2) 上記に関する選定委員会の議事録（第 1回選定委員会及び第 2回選定委員会）

2 同月30日、実施機関は、本件公開請求のうち、上記 1(1) の公開請求に対して、本件施設指定管理者選定に係る申請書（第 5号様式）及び事業計画書（様式 1～様式19）（以下これらを「本件行政文書」という。）を、上記 1(2) の公開請求に対して、本件施設指定管理者選定委員会議事要旨（第 1回及び第 2回）を特定したが、このうち本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同年11月 8日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

4 実施機関は、同年12月 5日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

従業員の名等個人情報、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたいと認められるものであるため、非公開とします。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

応募者のノウハウに関する情報は、公開することにより当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とするとともに、法人の印影等の団体の内部管理に関する情報についても、公開することにより当該団体の事業運営に支障をきたすと認められるため、非公開とします。

5 実施機関は、同日、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同月25日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

(1) 会社名、所在地、役員氏名については、公にすることにより、異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められないため。

(2) ホームページ上に公開されている事項や募集の際、配布した資料に掲載された事項の抜粋等、公にすることにより、異議申立人の有する競争上の利益その他正当な利益が明らかに損なわれるとは認めがたいため。

6 同月19日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち会社情報、提案に関するノウハウ、財務状況、案件名及び年間利用者数等のデータを公開とした部分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について執行停止の申立てを行った。

7 同月24日、実施機関は、本件処分のうち本件異議申立てに係る部分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、次に掲げる本件異議申立てに係る部分（以下「本件情報」という。）を取り消す、との決定を求めるものである。

本件情報が記載された 文書の名称	本件情報
団体の概要 (様式 2)	「沿革」、「従業員数」、「公益的な取組み状況」の一部(以下「本件情報①」という。)
	「担当者の部署・職名」(以下「本件情報②」という。)

	いう。)
管理運営能力及び実績 (様式 3)	「会議場運営に関する能力、ノウハウ等」、「経験施設数」(以下「本件情報③」という。) 「指定管理者としての施設管理経験」のうち「年間利用者数」、「管理期間」及び一部の「施設名」と「所在地」(以下「本件情報④」という。)
財務状況表 (様式 4)	金額及び各種指標の数値が記載された部分(以下「本件情報⑤」という。)
職員配置計画 (様式 6)	人的ネットワーク等に関する記述(以下「本件情報⑥」という。)
情報保護・管理及び情報公開に関する計画 (様式 8)	参加企業のプライバシーマーク等取得状況、情報公開の具体的方針、規程の整備状況(以下「本件情報⑦」という。)

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求の目的について

情報公開請求の目的は、どのような行政サービスが執行されるかを確認することであると考えられる。本件は、指定管理公募において、非選定となった企業の事業計画書であり、採用されていないにも関わらず、情報公開請求を行う目的は、公募参加企業の会社情報取得と、提案に関するノウハウの取得であり、情報公開の本質と異なる。

財務状況についてもしかるべき手段で取得すべきであり、情報公開にていつでも容易に取得することも情報公開の本質と異なる。

(2) 案件名や年間利用者数等のデータについて

案件名や年間利用者数等のデータについては、内部提出資料として、任意で掲載しているものであり、一般に公開されていないものもある。記述を公にすることにより、当法人の競争上の地位その他正当な利害を害する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、条例に基づく情報公

開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」（以下「本件指針」という。）に基づき、「名古屋国際会議場指定管理者募集要項（平成25年 6月 3日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同年 6月13日開催の募集説明会においても、当該書類を提出した事業者が指定管理者として選定されたかどうかにかかわらず情報公開請求の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

2 情報公開請求権について

条例上、情報公開請求者は行政文書の公開を請求するにあたり、当該請求の目的を述べることは求められてはいない。したがって、本件公開請求が情報公開の本質と異なるとする異議申立人の主張は認められない。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 本件情報①及び本件情報③については、ホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 本件情報②については、公にすることにより、担当者氏名を特定されるなど、当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるとは言い難い。

(3) 本件情報③については、利用者数の規模別に本市又は他都市における指定管理者等としての経験施設数を類似施設運営実績として掲げさせたもので、その経験施設数をもとに当該法人の公正な競争を阻害するまでの分析をすることはできないと考えられ、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

(4) 本件情報④については、指定管理者の指定は地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 6項により、議会の議決を経なければならないとされており、施設名、指定期間及び指定管理者名は公にされている。

また、年間利用者数、所在地については各施設の所有者である地方公共団体の情報であるところ、地方公共団体の情報は条例第 7条第 1項第 2号の適用から除外されている。

なお、案件名や年間利用者数のデータは施設としての基本的な情報であり、それらの情報をもとに当該法人の競争上の利益その他正当な利益を害

するまでの分析をすることはできない。

- (5) 本件情報⑤については、申請法人が安定性・収益性を有しているかを審査するために、本件募集要項において様式を定め、定められた項目について、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値を記載させたものである。

株式会社にあつては、会社法（平成17年 7月26日法律第86号）第 440条第 1項により、貸借対照表を公告しなければならないこととなっており、本件情報⑤は、公告すべき事項に含まれる金額及びその金額をもとに計算した指標の数値である。

したがって、本件情報⑤は何人も知ることができる情報であり、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

また、異議申立人の公告方法は、登記事項証明書によると官報に掲載して行うこととなっており、本件情報⑤の取得が難しいとは言えない。

- (6) 本件情報⑥については、異議申立人が保有するスタッフの本施設についての熟知度や当地域での人的ネットワークについて記述されているものであり、具体的な内容まで及ばず、事業の本幹ではないものであり、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

- (7) 本件情報⑦については、ホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている情報であるもの、具体的な内容まで及ばないもの又は事業の本幹ではないものであり、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件情報が、条例第 7条第 1項 2号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事

案を判断する。

3 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成26年 4月 1日から平成30年 3月31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、異議申立人を代表企業とする名古屋国際会議場運営共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

4 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) そこで、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であるか否か、及び本件情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件情報①について

(ア) 本件情報①は、人事管理や経営戦略に関する情報であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、当審査会の調査によると、本件情報①は本件共同事業体を構成する法人のホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報①は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

イ 本件情報②について

(ア) 本件情報②は、担当部署及び担当者の職名であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、担当部署や担当者の職名を公にするだけでは、当該法人の事業活動に明らかに不利益を与えるとは認められず、また、異議申立人からそのおそれについての主張はない。

(ウ) したがって、本件情報②は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

(エ) しかしながら、本件情報②は個人の職業に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

ウ 本件情報③及び本件情報④について

(ア) 本件情報③及び本件情報④は、本件共同事業体を構成する法人の指定管理実績等であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、当審査会の調査によると、記載された内容は、一般的な内容を記載したに過ぎないもの、又は本件共同事業体を構成する法人のホームページや会社概要パンフレットに掲載されている内容若しくはそれらと同等の内容であり、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報③及び本件情報④は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

エ 本件情報⑤について

(ア) 本件情報⑤は、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) 財務諸表は会社が株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示するために作成する法定開示書類であり、会社法第 442 条第 3 項及び第 4 項の規程により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会

社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。このように財務諸表及びそこに記載された金額は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の財務諸表を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかになり、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

ただし、会社法第 440 条第 1 項の規定により、株式会社は、貸借対照表を公告しなければならないとされている。そうすると、財務諸表のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても何らかの支障があるとは考えられない。

(ウ) 当審査会の調査によると、本件共同事業体を構成する法人は全て会社法上の株式会社であり、実施機関が公開と判断した部分は、会社法第 440 条第 1 項の規定により公告すべきとされている事項に含まれる金額及びその金額をもとに計算した指標の数値であることから、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えないとは認められない。

(エ) したがって、本件情報⑤は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

オ 本件情報⑥について

(ア) 職員配置計画（様式 6）は、指定管理者に選定された場合の職員配置に関する提案が記載されたものであり、施設を効率的に管理運営するための具体的な職員の配置計画等については、経営ノウハウを生かした人事管理及び経営戦略上の情報であることから、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、本件情報⑥は、当該法人が保有するスタッフの施設設備についての熟知度及び当該法人の人的ネットワークについて一般的な内容を述べたものにすぎず、具体的な職員の配置計画等を記載した内容ではないため、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えないとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報⑥は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

カ 本件情報⑦について

(ア) 情報保護・管理及び情報公開に関する計画（様式 8）は、施設の管理運営における情報保護・管理及び情報公開に関する計画が記載された部分であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、本件情報⑦は、企業のプライバシーマーク等取得状況及び規程の整備状況について述べたものに過ぎず、情報公開の具体的方針についても、一般的な基準が示してあるに過ぎないため、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報⑦は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

5 本件公開請求の目的について

なお、異議申立人は、本件公開請求の目的は情報公開制度の本質と異なる旨を主張するが、条例及び条例施行細則（平成12年 6月 1日名古屋市規則第 124号）においては、公開請求の目的は必要的記載事項とはされておらず、何人も請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができるものとされていることから、異議申立人の主張は認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成25年12月24日	諮問書の受理
平成26年 1月 7日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
2月 7日	実施機関の弁明意見書を受理
2月17日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成27年 1月23日 (第170回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取

2月12日	異議申立人に追加の主張を行うよう通知
2月27日	異議申立人の意見陳述等申出書を受理 反論意見書については提出せず、口頭意見陳述も希望しない旨確認
平成28年4月15日 (第185回審査会)	調査審議
平成29年6月16日 (第199回審査会)	調査審議
7月14日 (第200回審査会)	調査審議
8月16日	答申